

カルボスルファンに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての 意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年 12 月 25 日～令和 2 年 1 月 23 日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 1 通

4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※	食品安全委員会の回答
<p>今回魚介類への基準値設定が求められているとのことだが、この殺虫剤が魚介類に残留するという可能性があるのか？河川や海に流れる殺虫剤の量がそんなに多いということか？この殺虫剤は何に対して使用されているのか？</p> <p>以上のことを明らかにお願いします。</p>	<p>食品安全委員会では、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下、科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、食品を介した農薬の摂取による人の健康への影響について評価を行っています。</p> <p>カルボスルファンについて、今回、動物体内運命、植物体内運命（水稻、とうもろこし等）、作物残留（水稻、さとうきび等）、畜産物残留、魚介類における最大推定残留値、急性神経毒性、亜急性毒性、亜急性神経毒性、慢性毒性/発がん性併合、3 世代繁殖、発生毒性、遺伝毒性等の試験成績等を用いて評価を行いました。</p> <p>カルボスルファン及び代謝物 B の魚介類における最大推定残留値は 0.0284 及び 0.00262 mg/kg であり、カルボスルファン及び代謝物 B（カルボスルファン換算値）の含量の魚介類における最大推定残留値は 0.0329 mg/kg でした。</p> <p>食品安全委員会は、今回設定した許容一日摂取量（ADI）及び急性参照用量（ARfD）に基づき適切なリスク管理措置が実施されれば、本剤の食品を介した安全性は担保され则认为します。</p> <p>農薬登録、農薬の使用に伴う公共用水域の水質汚濁防止等の農薬取締法に基づくリスク管理については農林水産省及び環境省、食品中の残留農薬等の食品衛生法に基づくリスク管理については厚生労働省にお問い合わせください。</p>

※頂いたものをそのまま掲載しています。